

令和3年度

財政援助団体等監査報告書

茂原市監査委員

茂 監 第 1 0 3 号
令和3年10月29日

茂原市長 田中 豊彦 様

茂原市監査委員 風戸 博恭
茂原市監査委員 山田 広宣

財政援助団体等監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

1 監査の対象

茂原市体育協会

令和2年度 茂原市社会体育関係団体事業補助金

2 監査の期間

令和3年9月3日から10月29日まで

3 監査の方法

・着眼点（所管課）

- ・補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金額の算定、交付方法、手続等は適正であるか。
- ・補助事業の履行確認及び実績報告の確認は適正であるか。

（援助団体）

- ・補助金が事業の目的に沿って適正に活用され、補助事業の効果を十分に上げているか。
- ・補助金の交付申請、実績報告等の手続きは適正であるか。
- ・補助金に係る帳簿、証拠書類、会計書類の作成及び保管状況は適正であるか。

・主な実施内容

所管課及び財政援助団体から提出された関係諸帳簿等を調査するとともに、説明を聴取した。

4 監査の結果及び意見

関係諸帳簿及び支出証拠書類等を照合した結果、見直し及び改善すべき点が認められたことから、早急に検討し、適正な事務の執行にあたられたい。

詳細については、次のとおりである。

- | | |
|------------|----------------------------------------------------------------------|
| (1) 監査対象団体 | 茂原市体育協会（所管課 体育課） |
| (2) 補助金の名称 | 茂原市社会体育関係団体事業補助金 |
| (3) 補助金の額 | 2,122,000円 |
| (4) 協会の目的 | 茂原市におけるアマチュアスポーツ団体を統轄し、これを代表する団体であり各種スポーツ団体の強化発展、ならびに市民スポーツの振興を図ること。 |

(5) 財務の状況 (令和2年度)

ア 補助金の交付申請等の事務手続き

交付要望書	令和	元年	10月	30日
内定通知書	令和	一年	一月	一日
交付申請書	令和	2年	6月	3日
決定通知書	令和	2年	6月	8日
着手届	令和	2年	6月	8日
概算払請求書	令和	2年	6月	9日
補助金の交付	令和	2年	6月	19日
完了届	令和	3年	3月	31日
実績報告書	令和	3年	3月	31日
確定通知書	令和	3年	3月	31日

イ 収支決算状況

収 入			支 出		
区 分	予算現額	決算額	区 分	予算現額	決算額
市補助金	2,122,000	2,122,000	各種大会派遣費	930,000	0
寄附金	1,000	0	県民体育大会 ユニフォーム購入費	400,000	400,000
加盟団体分担金	125,000	125,000	スポーツ教室運営費	250,000	100,000
事業負担金	14,419,000	7,939,327	事務会議費	150,000	0
諸収入	3,838	45,012	消耗品費	80,000	65,457
前年度繰越金	654,162	654,162	通信費	10,000	8,400
			慶弔費	10,000	0
			県分担金	100,000	90,220
			事業費	15,000,000	8,737,117
			表彰記念品費	60,000	58,000
			予備費	335,000	0
合 計	17,325,000	10,885,501	合 計	17,325,000	9,459,194

収入決算額 10,885,501円

支出決算額 9,459,194円

差引金額 1,426,307円

市補助金は、収入総額に対して19.49%であり、執行率は、収入62.83%、支出54.60%となっている。

(6) 意見

令和2年度の茂原市体育協会（以下「体育協会」）への補助金に係る監査については、新型コロナウイルスが体育協会の事業実施に大きな影響を与え、例年通りの活動に至らなかったことを踏まえつつ実施した。監査の結果については以下のとおりである。

○体育協会への補助金については、本市のスポーツ振興を図るため、茂原市社会体育関係団体事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」）等に基づき交付されるものであるが、一部適正に処理されていない点が認められた。これは、人々の嗜好の多様化などスポーツを取り巻く環境の変化に伴い、補助対象団体である体育協会の担う役割が変化し、現行の交付要綱が時代に即したもではなくなっていることが要因と考えられる。

体育協会をはじめとする補助対象団体の活動の更なる活性化並びに市民スポーツの振興を図るためにも、時代の変化に的確かつ柔軟に対応した要綱の改正を早急に検討し、新たな交付要綱に基づく執行にあたられたい。

○体育協会の補助金に係る会計処理については、会計簿の誤記や領収書添付もれ、各競技団体からの提出書類の誤記や記載もれ等が認められたことから、適正な事務処理を行われたい。

○体育課が行う補助金交付事務においては、体育協会から提出された予算書、決算書等に一部記載もれや誤記等が認められたことから、書類審査等事務処理を徹底するとともに、今後も補助金が目的に沿って適正かつ効果的に活用されるよう適切な対応を図られたい。

体育協会は、本市のスポーツ振興並びに多くのスポーツ団体への援助・育成に多大な貢献をされており、本市におけるスポーツ振興のために果たすべき役割は非常に大きなものがある。今後も本市の体育行政と連携し、一層の事業推進が図られることを希望する。